

令和7年度 第4回富山県最低賃金専門部会議事録

1. 日 時

令和7年8月18日（月） 13:30～15:20

2. 場 所

富山労働総合庁舎 5階大会議室

3. 出席者

公 益 代 表 委 員	両角部会長、柳原部会長代理、吉田委員
労働者代表委員	石田委員、大森委員、黒川委員
使用者代表委員	寺山委員、広上委員、野中委員
事 務 局	倉重労働基準部長、成田賃金室長、山田賃金室長補佐

4. 議事次第

- (1) 金額審議
- (2) その他

5. 資 料

次第のみ

6. 議事内容

〔山田賃金室長補佐〕 定刻となりましたので、ただ今から、令和7年度第4回富山県最低賃金専門部会を開催いたします。

本日は、専門部会委員9名全員に御出席いただき、定足数を満たしていることから、本専門部会が有効に成立しておりますことを御報告いたします。

それでは、議事進行を両角部会長にお願いいたします。

〔両角部会長〕 ただ今から、令和7年度第4回富山県最低賃金専門部会の議事に入ります。

本日は4回目の専門部会ですので、労使各側の歩み寄りにより、全会一致での結論が得られますよう御協力をお願いします。

なお、1回目の審議でお示ししたとおり、公労使三者での審議・議事録は公開とします。

また、公労・公使での二者審議は非公開とします。

それでは、本日の議事に入ります。

前回は、労使各側から二者審議の場で意見をお伺いしました。

改めてこの場で御主張なさりたいこと等ございましたら、お伺いしたいと思います。

労働者側はいかがでしょうか。

〔労側委員〕 特にありません。

〔両角部会長〕 使用者側はいかがでしょうか。

〔使側委員〕 ありません。

〔両角部会長〕 それでは、基本的主張を踏まえ、金額審議に入りたいと思います。
このまま全体場で審議してよろしいですか。それとも、個別にお話をお伺いしますか。

〔労使各側委員〕 個別でお願いします。

〔両角部会長〕 それでは、二者審議を行います。前回、最後に労働者側から話を伺いましたが新たな金額提示はございませんので、本日も、まず労働者側からお話を伺いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

〔労使各側委員〕 異議なし。

〔両角部会長〕 御異議はないようですので、労働者側からお話を伺います。使側委員は控室でお待ちください。

また、ここから非公開となります。傍聴の皆さまは御退出をお願いいたします。

(傍聴人退室)

(二者審議)

(傍聴人入室)

〔両角部会長〕 労使各側の意見をお伺いし、調整に努めてまいりましたが、双方の主張に隔たりがあり、さらに調整を重ねても結論を得ることが困難ではないかと思われます。

つきましては、公益代表委員見解及び公益代表委員案を提示し、採決により本専門部会の意見を決したいと存じますがいかがでしょうか。

〔労使各側委員〕 異議なし。

〔両角部会長〕 それでは、採決により本専門部会の意見を決することとします。

事務局は、公益代表委員見解と公益代表委員案を配付してください。

(公益代表委員見解と公益代表委員案を配付)

〔山田賃金室長補佐〕 配付が終わりましたので、部会長、進行をお願いします。

〔両角部会長〕 それでは、公益代表委員案について採決を行う前に、公益代表委員見解をお伝えします。

事務局は公益代表委員見解を読み上げてください。

[成田賃金室長] 公益代表委員見解を読み上げさせていただきます。

令和 7 年 8 月 18 日

令和 7 年度富山県最低賃金改正決定に係る公益代表委員見解

富山県最低賃金専門部会は、富山地方最低賃金審議会から付託された令和 7 年度富山県最低賃金の改正決定の審議に当たって県下の経済雇用状況、賃金調査の結果、労使各委員の意見等を総合的に勘案しながら、最低賃金法第 9 条第 2 項に規定されたいわゆる 3 要素を考慮した議論を慎重に重ねたが、公労使一致した結論に至らなかった。

このため、令和 7 年度富山県最低賃金の改正決定について、令和 7 年 8 月 4 日付け中央最低賃金審議会の答申を参酌することに加え、前述の事情を総合的に勘案し、当専門部会の公益代表委員による見解を下記のとおり取りまとめた。

記

- 1 令和 7 年度富山県最低賃金額については、時間額を 64 円引き上げて 1,062 円とする。
- 2 以上の結論に至った理由は以下のとおりである。

- (1) これまで重ねてきた審議において、賃金の低廉な労働者に対する物価の影響を十分考慮すべきであること、企業規模に関わらず賃上げの動きが広がっていることの 2 点については、公労使で認識が一致していた。その背景として最低賃金法第 9 条第 2 項に規定されるいわゆる 3 要素に関連する以下のデータがあげられる。

ア 労働者の生計費について

富山市の消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）は、前回富山県最低賃金が改正された令和 6 年 10 月から今年 6 月までの期間で見た場合は平均 3.6%の上昇となっており、前年同期の平均 3.8%から引き続き高い水準となっている。

富山市の消費者物価指数の 10 大費目のうち生活に必要不可欠な食料、光熱・水道に着目すると、食料については令和 6 年 10 月から今年 6 月までの期間で見た場合は平均 6.0%であり、同様に光熱・水道については平均 6.4%といずれも高い上昇率となっている。特に食料については、令和 6 年 10 月において対前年同月比が 2.4%、同年 11 月が 4.2%、同年 12 月が 5.1%、今年 1 月が 7.0%と急上昇し、それ以降も直近の 6 月まで 6.3%から 7.5%の幅において高水準で推移している。とりわけ米など穀類物価指数は令和 6 年 10 月から今年 6 月までの期間で見た場合は平均 14.9%の上昇となっている。

また、家計調査によれば、令和 6 年の富山市の勤労者世帯におけるエンゲル係数は 27.4%と、前年 25.8%から増加し、全国の県庁所在地では 15 番目に高くなっている。

関連して日本銀行による生活意識に関するアンケート調査によれば、1 年前と対比した現在の暮らし向き D.I.（「ゆとりが出てきた」から「ゆとりがなくなってきた」を引いた値）は令和 6 年 6 月のマイナス 52.1 から今年 6 月はマイナス 57.2 と悪化した。同じく、日本銀行が発表した経済・物価情勢の展望によれば、消費者物価指数（生鮮食品を除く）は令和 7 年度で 2.0%～2.3%、令和 8 年度で 1.6%～1.8% 上昇の見通しとなっている。

イ 労働者の賃金について

富山県内の春季賃上げ妥結状況における賃金上昇率は、連合富山による集計結果

(6月18日現在)では5.23%と昨年4.96%を上回った。また、富山県経営者協会による集計結果(6月6日最終集計)では4.83%と昨年4.39%を上回った。

賃金改定状況調査結果では、第4表①②におけるBランクの賃金上昇率は2.9%と、昨年度の結果2.4%を上回り、さらに継続労働者に限定した第4表③におけるBランクの賃金上昇率は3.4%と、これも昨年の結果2.9%を上回っている。

毎月勤労統計調査では、富山県の規模5人以上の事業所におけるきまって支給する給与の前年同月比は、令和6年10月以降、名目で0.9%から4.1%の幅で推移しているものの、実質ではマイナス3.1%からプラス1.5%の幅で推移しており、特に今年1月以降はマイナス3.1%からマイナス0.7%の幅で、5か月連続マイナスで推移している。

ウ 通常の事業の賃金支払能力について

日本銀行金沢支店による北陸短観集計データによれば、富山県の売上高は令和6年度全産業計で前年度比2.6%増加した。また、売上高経常利益率は令和6年度全産業計6.69%であり、令和5年度の7.47%には及ばないものの過去20年間で2番目の高さであり、直近20年の平均利益率3.93%、同10年の3.76%及び同5年の3.61%をいずれも大きく上回っている。

企業における価格転嫁については、企業物価指数を令和6年10月から今年6月(6月分は速報値)までの期間で見た場合は平均3.8%の上昇となる中、中小企業庁による価格交渉促進月間(令和7年3月)フォローアップ調査では、「一部でも価格転嫁できた」とする企業は全体の83.1%(令和6年3月調査67.2%)と1年前から大きく改善し、価格転嫁率も52.4%(同46.1%)と改善した。ただし、サプライチェーンの各段階で見ると2次、3次請けと取引階層が深くなるにつれて、価格転嫁率が低くなる傾向にある。

日本銀行富山事務所が公表した短観によれば、今年6月調査における業況判断D.I.は富山県全産業で令和5年9月調査以降8期連続「良い」が「悪い」を超えているものの直近の今年3月調査及び同年6月調査の2期連続で悪化している。

富山県内の倒産件数を見ると、令和6年の平均倒産件数は月5.8件であったところ、今年はすでに6.6件と昨年を上回る水準で推移している。大手信用調査会社では、北陸全体の動向として、今年上半期の倒産件数は令和6年上半期比で増加ながら、同年下半期に比べて減少に転ずるなど一服した感があるが、市況環境は先行き不透明な状況にあり、決して景気が良好とは言えないとしている。また、人手不足によって営業機会の損失を招いている企業も見受けられ、今後についても倒産件数は一定数が発生すると見ている。

- (2) 以上より、今年度は、3要素のデータを総合的に勘案しつつ、生計費に関し消費者物価の上昇が続いていることに着目した。その上で消費支出に占める食料費の割合が27.4%に達していること、食料及び光熱・水道に係る消費者物価指数の上昇率がそれぞれ平均6.0%、6.4%と高値であることに特に着目した。

内閣府によると、物価上昇において、食料とエネルギーの価格上昇による家計負担の増加額が収入に占める割合は、所得水準が低いほど大きいとされており、最低賃金近傍で働く労働者の生活は特に苦しくなっているものと考えられる。

また、この先も物価上昇が見込まれること、賃上げの流れが続いていることなどに併せて、食料に係る消費者物価指数の上昇率は前回富山県最低賃金が改正された令和6年10月の賃金が支払われる11月から今年6月までの期間で見た場合は平均6.4%の上昇となっており、前記1で示した額が適当であると考えた。

- 3 賃金支払能力に関連する経済指標を見ると厳しい状況に置かれた企業があることは事実であり、特に中小企業・小規模事業者に対する支援策についての要望を国に示す。とりわけ生産性向上の支援や取引価格の適正化・価格転嫁の支援など賃金引上げに向けた環境整備が重要なポイントであることは公労使共通の認識であるため、以下の点を強く求める。

(1) 企業物価指数が高止まりする中、適切な価格転嫁による適正な価格設定をサプライチェーン全体で定着させることは経済の好循環の実現のために必要であり、その際、労務費の適切な転嫁を通じた取引適正化が不可欠であることから、独占禁止法・下請法の執行強化はもとより、関係省庁の連携強化のもと、官公需における価格転嫁・取引適正化の徹底、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知・指導を行うこと。

(2) また、生産性向上の支援として、事業場内最低賃金を一定以上引上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される「業務改善助成金」について、さらに中小企業・小規模事業者が活用できるよう積極的に利活用の促進・支援を図ること。

併せて、非正規雇用労働者の処遇改善を支援するキャリアアップ助成金等企業のニーズに応じた賃金引上げに向けた各種助成金についても利活用の促進・支援を図ること。

(3) 加えて、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改定版のⅡ5に記載された「交付金等を活用した都道府県の様々な取組を十分に後押しする」などの施策の具体的内容を早急に示すこと。

参照した資料は省略いたします。以上です。

[両角部会長] 次に、公益代表委員案をお示しします。

事務局は、公益代表委員案を読み上げてください。

[成田賃金室長] 公益代表委員案を読み上げさせていただきます。

令和7年度富山県最低賃金改正決定に係る公益代表委員案

現行最低賃金額 時間額 998 円 発効日 令和6年10月1日

改正最低賃金額 時間額 1,062 円 引上げ額 64 円 引上げ率 6.41%

発効日 法定どおり

以上です。

[両角部会長] 引き続き採決を行います。

賛成、反対、保留の順にお伺いしますので、挙手をお願いします。

まず、公益代表委員案に賛成の委員は、挙手願います。

次に、反対の委員は、挙手願います。

最後に、保留の委員は、挙手願います。

採決の結果、賛成5名、反対3名、保留0名ですので、賛成多数により、公益代表委員案をもって本専門部会の決議といたします。

次に、今ほどの内容を本専門部会から富山地方最低賃金審議会に対して報告する必要があります。

事務局は、専門部会報告案を準備してください。

[成田賃金室長] これより専門部会報告案を準備しますので、このままお待ちください。

(事務局は、専門部会報告文案を準備・配付)

[山田賃金室長補佐] 配付が終わりましたので、部会長、進行をお願いします。

[両角部会長] 事務局は、報告案を読み上げてください。

[成田賃金室長] 報告案を読み上げさせていただきます。右上の文書番号、日付は議決前ですので空欄です。

富山地方最低賃金審議会 会長 柳原佐智子 あて

富山地方最低賃金審議会 富山県最低賃金専門部会 部会長 両角良子

富山県最低賃金の改正決定に関する報告書(案)

当専門部会は、令和7年7月15日、富山地方最低賃金審議会において付託された富山県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

また、別紙2のとおり令和7年8月4日付け中央最低賃金審議会の令和7年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、令和5年10月1日発効の富山県最低賃金(時間額948円)は令和5年度の富山県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

委員名は省略いたします。

めくりまして、別紙1

富山県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域 富山県の区域

2 適用する使用者 前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額 1時間1,062円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日 法定どおり

めくりまして、別紙2

こちらには生活保護費と最低賃金額の比較について記述がありますが、第1回の専門部会で御確認いただいた内容と同様ですので、読み上げは省略いたします。

以上です。

〔両角部会長〕 各委員におかれましては、内容を御確認いただきましたでしょうか。
本案をもって富山地方最低賃金審議会に報告したいと考えますが、よろしいでしょうか。

〔労使各側委員〕 異議なし。

〔両角部会長〕 それでは、本案をもって、富山地方最低賃金審議会に報告することとします。

そのほかに何かございますでしょうか。なければ、本専門部会による審議はこれで終了させていただきます。本日の審議はこれで終了させていただきます。

なお、議事録確認委員は、私のほか、

労働者代表委員からは、石田委員

使用者代表委員からは、寺山委員

のお二人をお願いします。

本日まで、大変難しい審議を進めてまいりました。労使各委員には真摯に議論いただきありがとうございました。

以上で、専門部会を終了します。お疲れ様でした。